

令和 2 年度 高等専門学校生・専修学校生 生活調査 よくある質問 Q & A (学校事務ご担当者向け)

◎PART.1 (学校事務にかかること)

1. 調査対象について
2. 調査数・抽出について
3. 調査票について
4. とりまとめについて
5. 個人情報について
6. その他

◎PART.2 (調査票回答にかかること)

7. 調査票の記入について
8. 「Ⅰ. あなたご自身について」
9. 「Ⅱ. あなたご自身の経済状況について」
10. 「Ⅲ. 学生生活の状況について」
11. 「Ⅳ. 家庭の状況について」

※質問文の前に、【高専】【専修】と記載のあるものは、それぞれ高等専門学校、専修学校のみに関するQ & Aです。

◎PART.1 (学校事務にかかること)

1. 調査対象について

- Q1-1. 調査の対象校を教えてください。
全国の高等専門学校、専修学校が対象です。新設及び全学募集停止等の学校は対象外です。また、専修学校は調査対象校が多いため、在籍生徒数の少ない専修学校の一部が、調査対象から外れています。
- Q1-2. 調査の対象となる課程を教えてください。
高等専門学校(第4、5学年)本科の学生及び専修学校(専門課程)の生徒(以下「学生・生徒」という。)が調査対象です。
- Q1-3. 通信課程や専攻科の学生・生徒は、調査の対象ですか。
調査の対象外です。
- Q1-4. 社会人、留年している学生・生徒は、調査の対象ですか。
調査の対象です。
- Q1-5. 令和2年5月1日現在在籍する学生・生徒は、全員が調査の対象となりますか。
令和2年5月1日現在在籍する学生・生徒のうち、次の場合は調査の対象外です。被調査学生・生徒を抽出する際は、当該学生・生徒を予め除いて抽出してください。
1. 令和2年5月1日現在で休学していた学生・生徒
2. 外国人留学生
- Q1-6. 調査対象は日本学生支援機構などの奨学金を受けている学生・生徒に限りますか。
奨学金受給の有無にかかわらず、全ての学生・生徒を対象としています。
- Q1-7. 【専修】A学科は日本学生支援機構奨学金を取り扱っているが、B学科では日本学生支援機構奨学金を取り扱っていません。A学科の生徒のみを対象としてよいですか。
奨学金の受給有無は問いませんので、A学科B学科どちらの生徒も対象となります。
- Q1-8. 【高専】4・5年生のみ対象としているのはなぜですか。
学生生活調査における大学・短期大学の学生生活費等と比較できるようにすることを想定していること、また、1～3年生は高等学校等就学支援金制度もあり大学・短期大学とは傾向が異なることから、4・5年生のみを対象としています。
- Q1-9. 【高専】商船学科の実習生(5年～5.5年の6か月)は調査の対象ですか。
調査の対象外です。
- Q1-10. 今年の秋入学者は調査対象ですか。
令和2年5月1日時点の在籍者(休学者、外国人留学生を除く)がこの調査の対象となりますので、秋入学者は対象ではありません。

2. 調査数・抽出について

Q2-1. 各学校の調査数はどのように決めているのですか。

高等専門学校(国立)については、学校基本調査の各学校の在籍者数を基に、抽出率を掛けて算出しています。高等専門学校(公立・私立)は、もともと母集団の学生数が少なく、統計学上必要なサンプル数を集めるために、全数調査となっています。専修学校については、「層化多段抽出」を行っているため、各学校の在籍者数と調査数は完全には比例しません(在籍者数に抽出率を乗じた数と調査数が完全には一致しません)。

Q2-2. 【専修】「層化多段抽出」とはどのような抽出方法ですか。

専修学校を公立、私立の 2 つの層に「層化」したうえで、在籍者数に応じて調査依頼数を各学校へ無作為抽出によって割り振り(学校の抽出)、その後、各学校にて調査対象者を抽出します(生徒の抽出)。このように層化したうえで調査対象者を選定するまで 2 回の抽出作業を行う抽出方法をとっています。

第一段階の抽出(学校の抽出)では、在籍者数に応じて、学校を調査数 10 人単位で「複数回」抽出します。この「複数回」が学校あたり何回になるのかは、乱数を用いて無作為に抽出され、在籍者数が多いほど多く当たりやすく、在籍者数が少なければ少なく当たるような仕組みとなっています。

Q2-3. 自校に割り当てられた調査数が多過ぎる気がします。

高等専門学校(国立)については、在籍者数に抽出率を掛けて算出しているため、特定の学校だけが多いということはありません。なお、高等専門学校(公立・私立)は、もともと母集団の学生数が少なく、統計学上必要なサンプル数を集めるために、全数調査となっています。

専修学校については、「層化多段抽出」(Q2-2 参照)を行っており、学校単位の在籍者数に抽出率を乗じた数より、割り当てられた調査数が多くなる場合があります。

Q2-4. 抽出の結果、実習や海外留学などにより連絡のとれない学生・生徒が対象になりました。他の連絡の取れる学生・生徒を新たに選定してよいですか。

無作為抽出の結果は変更せず、新たな学生・生徒の選定はしないでください。
なるべく回収できるようお願いいたしますが、回収できない場合は調査不能として構いません。

Q2-5. 調査に非協力的な学生・生徒がいる場合、他の学生・生徒を新たに選定してよいですか。

新たな学生・生徒の選定はしないでください。

Q2-6. 提出が期待できそうな学生・生徒を作為的に抽出してもよいですか。

無作為抽出をお願いします。

3. 調査票について

Q3. 学生・生徒が調査票を紛失したので、学校担当者がコピーして配付してもよいですか。

コピーして配付しても構いません。その際は、調査票を A4・両面でコピーしてください。また、以下の調査ホームページから調査票の PDF ファイルをダウンロードすることも可能です。

学生提出用封筒も紛失した場合、学校の封筒等をご使用いただいても問題ありませんが、表面に「令和 2 年度高等専門学校生・専修学校生 生活調査」と記載していただくようお願いします。

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/kosen_senshu/2020.html

4. とりまとめについて

- Q4-1. 提出先は、日本学生支援機構でよいですか。
提出先は、本調査の回答受付業務委託先となります。提出の際は、依頼文書に同封しました着払い用宅配便伝票(提出先印字済み)をご利用ください。なお、着払い用宅配便伝票が不足した場合は、恐れ入りますが、回答受付業務委託先(宛先は「実施の手引」参照)まで着払いでご送付ください。
- Q4-2. 学科ごと、またはキャンパスごと等、それぞれ別に提出してもよいですか。
学校でまとめた提出をお願いします。
- Q4-3. 【専修】調査票をとりまとめ後、系列校分をまとめて送付してもよいですか。
この調査は無記名調査であり、どの学校から回答されたものか分からなくなってしまいます。お手数ですが、それぞれの学校ごとに送付いただくよう願います。
- Q4-4. 依頼文書に同封の宅配便伝票以外を使用した場合は、着払い扱いにできないですか。
周辺に同封した宅配便伝票の業者の営業所がないなどの特殊な事情がある場合は、他業者の着払いでも構いません。発送物の表面に「高専・専修学校生生活調査 調査票在中」と記入し、伝票の宛先は、回答受付業務委託先(宛先は「実施の手引」参照)を記載してご送付ください。
- Q4-5. 期日までに提出できないが、遅れてもよいですか。
多少待って回収が見込める場合は締切期日を過ぎても構いませんので、回収にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。なお、締切期日を過ぎる場合は、本機構までご連絡ください。
- Q4-6. 封筒を厳封していないがどのようにすればよいですか。
お手数ですが、糊で封をして回答受付業務委託先(宛先は「実施の手引」参照)までお送りください。なお、調査票の内容のチェックの必要はありません。
- Q4-7. 既に学生・生徒より提出済みの調査票をとりまとめ送っているが、提出期限を過ぎて学生・生徒より提出があった場合はどのようにすればよいですか。
「令和 2 年度 高等専門学校生・専修学校生 生活調査」実施の手引巻末の「調査票回収枚数一覧表(追加提出用)」をコピーし、追加分の回収枚数を記入のうえ、調査票と一緒に送付してください。
- Q4-8. 自校の学校調査番号がわかりません。
調査票等と一緒に送付した「調査票回収枚数一覧表」と「令和 2 年度 高等専門学校生・専修学校生 生活調査 調査依頼数及び送付内訳」に記載されている 6 桁の番号です。

5. 個人情報について

- Q5-1. 学生・生徒から本人の年間収入額・年間支出額の欄や、家庭の所得総額について記入拒否された場合、どうすればよいですか。
この調査項目は、特に重要な意味をもつことを説明していただけますよう、お願いいたします。この調査で個人が特定されることはありませんが、どうしても記入を拒否する場合は、当該箇所は空欄で構いませんので提出させてください。

Q5-2. (個人を特定されるなどの理由で)調査票の提出を拒否している学生・生徒がいますが、どうすればよいですか。

非協力的な学生・生徒に対しては、この調査で個人が特定されることは無い旨を説明してください。それでも提出しない場合は回収できなくても仕方ありません。回収できた分を送ってください。

Q5-3. (在籍者の少ない学科などでは)個人が特定されてしまうことはありませんか。

調査票は無記名かつ事前の整理番号付番もしないことから、本機構で個人を特定することはできません。また、本機構では学科別の在籍者数を把握しておりませんので、仮に在籍者数が1名の学科であっても個人が特定されることはありません。

6. その他

Q6-1. 学生・生徒へ配付時の提出用封筒に、学校独自の整理番号や目印などを記入してよいですか。

記入して構いません。

Q6-2. 学生・生徒に日本学生支援機構の連絡先を教え、直接質問させてよいですか。

窓口が二重となり混乱することを防ぐためにも、申し訳ありませんが、学生・生徒からの質問はとりまとめ、学校事務ご担当者より本機構にお問合せください。

◎PART.2 (調査票回答にかかること)

7. 調査票の記入について

Q7-1. 調査票の記入は自書でなければならないですか。

ケガ等やむをえない事情があれば、自書でなくても構いません。

Q7-2. 記入に使用する筆記用具の指定はありますか。

指定はありませんが、なるべく黒の鉛筆またはボールペンを使用していただくようお願いいたします。

Q7-3. 調査票を訂正する場合、訂正印は必要ですか。

訂正印は不要です。訂正は修正液を使っただけでも結構です。

Q7-4. 調査票の学校調査番号と整理番号はどのように記入すればよいですか。

本機構で使用する欄ですので、空欄のまま提出してください。

8. 「Ⅰ. あなたご自身について」

- Q8-1. 【専修】設問(4)「学科(専攻)の系統」について、自校にある学科が、どの学科系統に属するのかわからぬのですが。
調査票記入要領を確認のうえ、生徒に該当する学科系統をご指導ください。
- Q8-2. 設問(5)「現在住んでいるところ」について、自分が世帯主(独立世帯)の居住形態は自宅になるのですか？(社会人学生・生徒など)
「1. 自宅」とはいわゆる親元に居住し、住居・光熱費がかからないという意味ですので、独立し賃貸分の住居・光熱費がかかっている場合は、「3. 下宿・アパート・その他」を選択してください。

9. 「Ⅱ. あなたご自身の経済状況について」

- Q9-1. 設問(7)「年間収入額」と(8)「年間支出額」について、収支が同じにならないのですがどうすればよいですか。
収入については設問(7)(e)「その他」、支出については設問(8)(K)「その他の日常費」又は(8)(L)「貯金」の項目をよくご確認ください、できるだけ同じになるようにしてください。
- Q9-2. 設問(7)(b)「奨学金」について、日本学生支援機構の貸与奨学金に機関保証料は含まれますか。
含まれます。設問(7)(b)「奨学金」欄には機関保証料を含んだ年額を記入し、設問(8)(K)「その他の日常費」に機関保証料の年額を記載してください。
- Q9-3. 設問(7)(b)「奨学金」について、(特定の職種に就業するなど)条件付で返還が免除となる奨学金は貸与・給付のどちらに分類されますか。
条件付の奨学金は、貸与に分類してください。
- Q9-4. 新型コロナウイルス関連の給付金等(学校独自の支援金、学生支援緊急給付金、特別定額給付金など)がある場合は、どこに記入すればよいですか。
設問(7)(e)の「その他」に記入してください。
- Q9-5. 設問(8)(A)「授業料」について、調査時に授業料減免の可否が決まっていぬ場合、授業料はどのように記入すればよいですか。
減免の可否が未定の場合は本来支払うべき金額を記入してください。
- Q9-6. 設問(8)(A)「授業料」について、ダブルスクール(2つの学校に通っている場合)の授業料はどのように計上すればよいですか。
今回調査票を配付された貴校の授業料を設問(8)(A)「授業料」欄に記入し、他方の学校の授業料は設問(8)(K)「その他の日常費」欄に記入してください。
- Q9-7. 設問(8)(A)「授業料」について、社会人学生・生徒で企業から学費を出してもらっている場合も、授業料など記入する必要はありますか。
本来の授業料を記入してください。
なお、年間収入額の設問(7)(b)「日本学生支援機構以外の給付奨学金」も併せて記入してください。

- Q9-8. 授業料を滞納しているが、どのように記入すればよいですか。
令和2年度分の本来の授業料を記入してください。
- Q9-9. 設問(8)(A)「授業料」について、授業料は令和元年度後期と令和2年度前期を足した金額を書けばよいですか。
令和2年度の授業料年額を記入してください。
- Q9-10. 入学金は、設問(8)(B)「その他の学校納付金」にも含めますか。
含めません。
- Q9-11. 設問(8)「年間支出額」について、入学時に傷害保険や後援会費等在学年数分を一括納入する場合、どこに記入すればよいですか。
入学時のみ支払うものであれば、記入の必要はありません。
- Q9-12. 設問(8)「年間支出額」について、学校が同窓会費を徴収していますが、どこに記入すればよいですか。
設問(8)(B)「その他の学校納付金」に記入してください。
- Q9-13. 設問(8)「年間支出額」について、食費と住居費を一括して寮費として支払っている場合、どこに記入すればよいですか。
内訳がわかる場合は、それぞれ設問(8)(F)「食費」、(8)(G)「住居・光熱費」としてご記入ください。
わからない場合は、おおよそで構いませんので、金額を振り分けてご記入ください。
- Q9-14. 設問(8)「年間支出額」について、入寮費はどこに記入すればよいですか。
設問(8)(G)「住居・光熱費」に合算して記入してください。
- Q9-15. 設問(8)「年間支出額」について、通学以外のガソリン代はどの設問に入りますか。
設問(8)(K)「その他の日常費」に記入してください。通学と通学外で按分が不可能な場合は、通学の割合が高い場合は設問(8)(E)「通学費」に、通学以外の割合が高い場合は設問(8)(K)「その他の日常費」に、全額記入してください。
- Q9-16. 設問(8)「年間支出額」について、自分が支出した社会保険料・税金・奨学金返済額など、回答欄に項目がない支出は、どこに記載すればよいですか。
設問(8)(K)「その他の日常費」に記入してください。
- Q9-17. 設問(8)「年間支出額」について、引越し費用はどの項目に記載すればよいですか。
設問(8)(K)「その他の日常費」に記入してください。

Q9-18. 設問(9)「家庭からの給付のみで修学可能ですか」について、「2. 修学不自由」と「3. 修学継続困難」はどう違うのですか。

「2. 修学不自由」は、家庭からの給付で授業料や生活費がなんとか賄える状況であるが、自由に使えるお金はほとんどない状態を指します。

「3. 修学継続困難」は、家庭からの給付のみでは授業料や生活費を賄うことができず、アルバイトや奨学金の貸与を受けなければ、学業を続けることができない状態を指します。

Q9-19. 設問(10)「授業料減免制度を受けていますか」について、学校側が適用者を決める制度の場合、希望していて受けられなかった者はどのように回答すればよいですか。

「5. 申請しなかった」と回答してください。

Q9-20. 設問(13-1)について、複数のアルバイトをしている場合、「主なもの」とはどのように判断すればよいですか。

最も長く働いた職種について回答してください。

10. 「Ⅲ. 学生生活の状況について」

Q10 設問(14)「授業期間中の典型的な1週間(7日間)の生活時間について」において、ボランティア活動などの時間はどこに記入しますか。

質問項目以外の活動については回答の必要はありません。

11. 「Ⅳ. 家庭の状況について」

Q11 設問(15)「あなたの家庭の最近1年間(12ヶ月)の所得総額(税込額)について」の「所得総額(税込額)」とは、給与明細(源泉徴収票)のどの金額を指しますか。

支払総額(年額)を記入してください。